

議案第 2 8 号

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

恵庭市議会議員 市 川 慎 二 前 田 孝 雄 野 沢 宏 紀
柏 野 大 介 武 藤 光 一

記

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条 （略） （定義） 第 2 条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） 第 3 条～第 11 条 （略）	第 1 条 （略） （定義） 第 2 条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） 第 3 条～第 11 条 （略）

現行	改正案												
(利用及び提供の制限) 第 12 条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td>第 38 条第 1 項第 1 号</td><td>又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に</td></tr></table>	(略)			第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に	(利用及び提供の制限) 第 12 条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td>第 38 条第 1 項第 1 号</td><td>又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 10 項に</td></tr></table>	(略)			第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 10 項に
(略)													
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に											
(略)													
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 10 項に											

現行			改正案		
		規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき			規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき
(略)			(略)		
第 13 条～第 52 条 (略)			第 13 条～第 52 条 (略)		
第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、<u>2 年以下の懲役</u>又は <u>100 万円以下の罰金</u>に処する。			第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、<u>2 年以下の拘禁刑</u>又は <u>100 万円以下の罰金</u>に処する。		
第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1 年以下の懲役</u>又は <u>50 万円以下の罰金</u>に処する。			第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1 年以下の拘禁刑</u>又は <u>50 万円以下の罰金</u>に処する。		
第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、<u>1 年以下の懲役</u>又は <u>50 万円以下の罰金</u>に処する。			第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、<u>1 年以下の拘禁刑</u>又は <u>50 万円以下の罰金</u>に処する。		
第 56 条・第 57 条 (略)			第 56 条・第 57 条 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条第10項及び第12条第5項の改正は令和7年4月1日から、第53条、第54条及び第55条の改正は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 2 9 号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

恵庭市議会議員 野 沢 宏 紀 柏 野 大 介 武 藤 光 一
市 川 慎 二 前 田 孝 雄

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

現行							改正案						
第 1 条～第 5 条 （略）							第 1 条～第 5 条 （略）						
別表(第 3 条関係)							別表(第 3 条関係)						
航 空 賃	鉄道賃 船賃	車賃	日 当 (1 日 に つき)		宿 泊 料 (1夜につき)		航 空 賃	鉄道賃 船賃	車賃	日 当 (1 日 に つき)	宿 泊 料 上 限 (1 夜につき)		
			市外	道外	市外	道外					特定地 域以外 の地域	特定地 域	
実費	上 級 の	実費	円	円	円	円	実費	上 級 の	実費	円	円	円	

現行						改正案						
	運賃又は実費		1,250	1,500	1万	1万		運賃又は実費		2,400	1万	1万
						2,000					3,000	9,000
備考						備考						
1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。 2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。 3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限りでない。						1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、道外へ日帰り旅行する場合については、この表に定める日当額の2分の1を支給する。 2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。 3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限りでない。 4 特定地域とは、東京都、埼玉県、京都府及び福岡県とする。						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。